

高等学校等就学支援金について（お知らせ）

高等学校等就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての就学の意志ある高校生などが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、2010年度より授業料に充てるために私立高校等の生徒に支給されるものです。

就学支援金の額は、月額9,900円（年額118,800円）です。就学支援金は、法律などにより、各学校において、生徒が支払う授業料の一部に充てることが義務づけられています。生徒本人が、後日申請書を提出する必要があります。詳細は、後日お知らせします。

※私立高校（本校以外を含む）におけるこれまでの在学期間が通算して3年（36月）を超えている場合などは、就学支援金は支給されません。

保護者について、以下の条件に該当する場合には、保護者の課税証明書を提出することにより就学支援金が加算されます。

両親とも市町村民税の所得割額が非課税の場合（保護者の年収約250万円未満程度）＝加算要件

就学支援金額	月額 9,900円	年額 118,800円
就学支援金加算額	月額 9,900円	年額 118,800円
→加算後の就学支援金合計額	月額 19,800円	年額 237,600円

両親の市町村民税の所得割額の合計が18,900円以下の場合

（保護者の年収約250万円～350万円未満程度）＝加算要件

就学支援金額	月額 9,900円	年額 118,800円
就学支援金加算額	月額 4,950円	年額 59,400円
→加算後の就学支援金合計額	月額 14,850円	年額 178,200円

※保護者が両親以外の場合はその方々の所得によります。

※年収はおおよその目安であり、加算の判断は市町村民税額によります。

就学支援金の加算要件に該当する方は、保護者（両親またはそれに代わる方々）の市町村の発行する「平成21年度（平成20年分）課税証明書（右上に学年・組・出席番号・氏名を記入のこと）」を2010年4月9日（金）17時までに本校事務室学務担当窓口へ提出してください。

就学支援金の支給方法は現在検討中です。決定され次第、ホームルームを通じてお知らせします。

※国の制度変更等により変更となる可能性があります。

以上

